

(注) この文書は、原条約の規定と改正議定書の規定とを統合し、条文の形式で表示したものである。この文書の唯一の目的は、原条約に対する改正議定書の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。原条約及び改正議定書の正本文のみが、適用可能な法的文書である。なお、この文書に含まれる原条約及び改正議定書の条文が統合された部分の適用は、改正議定書に規定される適用開始に関する規定に従う。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約

日本国政府及びイタリア共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

(1) この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) イタリアにおいては、

- (i) 個人所得税
- (ii) 法人所得税
- (iii) 地方所得税

(これらの租税が源泉徴収により徴収される場合を含む。)

(以下「イタリアの租税」という。)

(2) この条約は、(1)に掲げる租税に加えて又はこれに代わってその後に課されるこれと同一の又はこれと実質的に類似の性質を有する租税についても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行なわれた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知するものとする。

第三条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべて

の領域をいう。

(b) 「イタリア」とは、イタリア共和国をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はイタリアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はイタリアの租税をいう。

(e) 「者」には、法人及び法人以外の社団を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又是組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。

(ii) イタリアについては、イタリアの国籍を有するすべての個人並びにイタリアの法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体であつてイタリアの租税に関するイタリアの法令に基づいて設立され若しくは組織された法人として又はイタリアの国籍を有する個人として取り扱われるものをいう。

(i) 一方の締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は権限を与えられたその代理人をいう。

(2) 一方の締約国においてこの条約を適用する場合には、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

(1) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

(2) (1)の規定によつて双方の締約国の居住者となる者については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

(1) この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものを行う。

(2) 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

(3) 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品をもっぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もっぱら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もっぱら他の企業による加工のため、保有すること。
 - (d) 企業のためにもっぱら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のためにもっぱら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (4) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（(5)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- (5) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通

常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつて いるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(6) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

- (1) 不動産から生ずる所得に対する対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課すことができる。
- (2) 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- (3) (1)の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用す

る。

- (4) (1)及び(3)の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び自由職業を行なうために使用される不動産から生ずる所得についても、また、適用する。

第七条

- (1) 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国の租税を免除する。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のため
に生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費
に算入することを認められるものとする。

(4) (2)の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分に
よつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき
利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられ
る配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければな
らない。

(5) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒
久的施設に帰せられることはない。

(6) (1)から(5)までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するもの
とする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(7) 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、

この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

(1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を免除する。

(2) イタリアの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において事業税をも免除され、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつきイタリアにおいて所得に対するすべての地方税をも免除される。

(3) (1)及び(2)の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に、適用する。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接

に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

(1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) (1)の配当に対しても、これを支払った法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、次のものをこえないものとする。

- (a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

(3) この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利

(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

(4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基団となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その配当に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課すことができる。

(5) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、これらの全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対してもいかなる租税をも課すことができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課すことができない

。

第十一條

- (1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。
- (2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。
- (3) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得並びにこのような債権について償還された金額のうち融通された金額をこえる部分及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。
- (4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その利子に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課することができます。

(5) 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

(6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

(2) (1)の使用料に対しても、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

(3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

(4) 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとする。

(5) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。

この場合には、その使用料に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課すことができる。

(6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基団となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえる場合には、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十三条

- (1) 第六条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともにに行なわ

れる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に對しては、當該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に對しては、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (3) 一方の締約国の居住者が(1)及び(2)に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

- (1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、當該所得に對しては、當該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、當該他方の締約国において租税を課することができる。
- (2) 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術

士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

- (1) 第十六条、第十八条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に関して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に関して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
- (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、
- (c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行な

われる勤務に関する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

(1) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によつて取得する所得に對しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

(2) この条約のいかなる規定にもかかわらず、(1)の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合において、その役務を行なう芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配しているときは、その役務の提供により当該企業が取得する利得に對しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条(1)の規定を留保して、一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

第十九条

- (1) 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体に提供された役務につき個人に対して、当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方政府若しくは地方公共団体が支払い、又は当該一方の締約国若しくはその地方政府若しくは地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民である場合には、他方の締約国の租税を免除する。
- (2) 一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が利得を得る目的で行なう営業又は事業に関連する勤務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。
- (3) この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期

間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に関して取得する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

現に一方の締約国の居住者であり、又は過去において一方の締約国の居住者であつた学生又は事業修習者でもつぱら教育又は訓練を受けるため他方の締約国に滞在するものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付に対しては、当該他方の締約国の租税を免除される。ただし、その給付が当該他方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第二十三条

(1) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてイタリアにおいて租税を課される所得をイタリアにおける源

泉から取得するときは、その所得について納付されるイタリアの租税の額は、その居住者に對して課される日本国の租税から控除される。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に對応する部分をこえないものとする。

(2) イタリアの居住者が日本国において租税を課される所得を有するときは、イタリアは、その者について第二条に掲げる所得税の額を算定するに際し、この条約の明文の規定による別段の定めがある場合を除くほか、当該所得をその租税の課税対象に含ませることができる。

この場合において、イタリアは、算出された租税の額から日本国において納付された租税の額を控除する。ただし、その控除の額は、イタリアの租税の額のうち全所得に対する当該所得の割合に相当する部分を超えないものとする。

もつとも、その控除は、イタリアの法令に基づき当該所得が取得者の申請によりイタリアにおいて源泉分離課税の対象となる場合には、認められない。

第二十四条

(1) 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されて

おり又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(2)

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

(3)

一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

(4)

この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

(5)

この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

(1) 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によつてこの条約に適合しない課税を受け又は受けけるに至ると認める場合には、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができる。

(2) その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができない場合には、その権限のある当局は、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努めるものとする。

(3) 両締約国のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努めるものとする。両締約国のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

(4) 両締約国のある当局は、(2)及び(3)にいう合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

(1) 両締約国のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（

当該国内法令による課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。）を実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関する者（当局を含む。）以外のいかなる者にも開示してはならない。

(2) (1)の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約の規定は、国際法的一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に

影響を及ぼすものではない。

第二十八条

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにローマで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じ他方の締約国に対して書面による終了の通告を行なうことができ、この場合には、この条約は、その終了の通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この条約に署名した。

千九百六十九年三月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により、それぞれ二通ずつ、本書六通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

愛知揆一

イタリア共和国政府のために

ユスト・ジユステイ・デル・ジヤルディノ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約に署名するにあたつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

第二十八条(2)の規定にかかわらず、第八条の規定は、千九百六十二年一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

千九百六十九年三月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により、それぞれ二通ずつ、本書六通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

愛知揆一

イタリア共和国政府のために

ユスト・ジュスティ・デル・ジャルディノ